

三木町農業委員会

令和 7 年 1 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年1月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和7年1月20日
(会議時間) 13:22～14:48
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

町職員

1. 河合秀哉係長
2. 小西圭人主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による買受適格証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について

(3) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(4) 三木町農業委員会「最適化活動強化月間」の取組について

13時22分 開会

- 事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから1月の農業委員会定例会を開会いたします。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 会長 本日はお1人、傍聴の申し入れがありましたので皆さん、入場していただいてよろしいでしょうか。
- 委員一同 はい。
- 会長 それでは入場していただくよう、よろしくお願いします。
傍聴の方が入場されましたので、事務局よりお願いします。
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、阿部委員さんと古市委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よりお願いします。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。
ご審議よりお願いします。
- 会長 それでは地区担当の農業委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 藤澤委員 1番ですが、売り渡す土地と買う人の土地が隣接しているということです。持ち主も高齢のため財産処分を考えていたところ話がまとまったようなので特に問題はありません。
- 鈴木委員 2番の案件ですが、この間、家の方は財産処分に伴う無断転用の是正がありました。今回は管理ができない農地をもともと貸して作ってもらっていた人に贈与するということです。
- 会長 それではこの2件についてご質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。

【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおりの）】

以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 本件は現地調査を行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

岡田委員 それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について、去る、令和7年1月10日（金）の午前9：00から4条申請1件、5条申請4件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、川田委員、私（岡田委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。

こちらの案件につきましては、既に造成が行われ、宅地化しておりましたが、家のリフォームを行う際に判明した無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地等への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございます。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

鈴木委員 4条申請の1番ですが、家のリフォームをする際に公図から家の一部が農地にはみ出していることが判明したので、その部分を転用するということです。始末書もついているので特に問題はないと思います。

地下委員 5条申請の1番から3番ですが、隣接農地所有者の同意もとれているので特に問題はないと思います。

藤澤委員 4番ですが、町の下水道管布設工事に伴う現場事務所及び駐車場用地としての一時転用です。地元の調整もできているようなので特に問題はありません。

会長 ありがとうございます。それでは今説明のあった4条、5条の申請について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。では、続きまして議案の第4号及び第5号農地法第3条、第5条の規定による買受適格証明願についてになります。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第4号及び第5号について併せて説明します。議案書の4ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。【議案第4号及び第5号について朗読（別紙、議案書のとおりの）】

以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。これはご覧のように同じ場所の競売物件になります。質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第4号農地法第3条の規定による買受適格証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号農地法第5条の規定による買受適格証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。では、続きまして議案の第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。
【番号11番から朗読（別紙、議案書のとおりの）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございます。
新規物件はですね、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。●●の案件は、●●さんが高齢により離農するため、引き払う後のところです。全体的にご質問がございましたらお願いします。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終わったので次に報告の第1号と第2号ですね。続けて報告をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、第2号について朗読（別紙、議案書のとおりの）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

委員一同 （質問なし）

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
次に審議事項の2番、お手元の資料にありますように地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について、地籍調査の担当者より説明をお願いします。

- 町職員 失礼します。それでは地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について説明させていただきます。
【地籍調査担当者より審議事項の2番について説明】
以上で審議事項2番の説明を終わります。何かご不明な点等ございますでしょうか。
- 森委員 本日、初めてデータでこれだけのボリュームの資料をいただいて、中身をじっくり見る時間がないんですが。
- 会長 地籍調査はその成果を農業委員会にかけてご意見を伺うようになっております。そういうことで内容についておかしいじゃないかということは、地籍の方で対応できるようになっております。実際にはこれをまとめて法務局に送るようになってますから。細かな数値や地目についてはそこでしっかりチェックするようになります。
- 会長 この次の調査地区は東に進んでいくのかな。
- 町職員 はっきりとした地区については、予算がついてからの判断になろうかとは思いますが、基本的に地籍調査は連続した地区で調査を進めていくようになりますので、現時点の予定としては、このまま東に進んでいくものと考えております。
- 会長 他に質問はありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 質問がないようなので以上が農業委員会としての意見ということにしたいと思います。それでは続きまして、私の方から香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和6年12月分について。農地法第4条につきましては、香川県が1件、3,290,000㎡、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が21件、83,851.03㎡、三木町は1件、5,213.00㎡でございます。次に審議事項の4番三木町農業委員会「最適化活動強化月間」の取組について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは三木町農業委員会「最適化活動強化月間」の取組について説明させていただきます。
【審議事項の4番について説明】
以上で審議事項4番の説明を終わります。何かご質問あればお願いします。
- 会長 これ推進委員に対する連絡はどういう形を考えてるんですか。
- 事務局 郵送にて周知させていただこうと考えております。
- 会長 強化月間について水木で週2日間取り組めということになってますけど、丸1日中取り組めということではなく、小1時間くらい、認定農業者の方で忙しい方もおられると思うので、それなりをお願いしたいと思います。以前の研修会でもあったように県下の活動報告の提出状況が平均月2、3日であるということから、これをそれなりに増やしたいという話です。同時に回数が増えれば、三木町にもらえる助成金も回数に従って増えるようになりますのでよろしくお願いします。
- 沖藤委員 これ担当地区外とか土日に活動したのはカウントされるんですか。
- 会長 カウントされます。地区外であってもその地区の人が活動しているとは限らないので問題ないです。

事務局 活動日に関しては基本的には水木でお願いします。ただし都合の悪い場合はこの限りではないとさせていただきます、いつでも取り組めるような状態にしたいと思います。活動場所についても担当地区等とさせていただきます、担当地区外での活動も認めるということにしたいと思います。

会長 そういうことで2月については強化月間ということで推進委員さんとも連携を取りながらやってみるということによろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

会長 大変だとは思いますがよろしくお願いします。それでは以上で審議事項を終わりたいと思います。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会1月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14時48分 閉会